

新興感染症対応のための 新たな補助金制度について

兵庫県の新興感染症に備えた取組

コロナ対応の経験を踏まえ、次の新興感染症に備えるため、令和6年度、兵庫県では下記の取組を進めます。

1. 感染症法に基づく医療措置協定の締結

改正感染症法に基づき、医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）との医療措置協定の締結を進めます。

2. 医療機関が行う病室の感染対策のための整備等への支援

次の新興感染症への備えとして各医療機関が実施する施設整備に対する補助を行います。（詳細は次ページ以降）

3. 研修等の実施

「感染症対応能力向上促進事業」として、県医師会と連携した研修の実施等を行います。

医療機関の整備に対する補助

補助制度の概要は下記のとおりです。

	病室の感染対策に係る整備	個人防護具保管施設の整備
対象となる医療機関	病床確保を含む医療措置協定を締結した病院・有床診療所 (締結予定を含む※ ¹)	個人防護具の備蓄を含む医療措置協定を締結した医療機関(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所) (締結予定を含む※ ¹)
対象となる経費	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等※ ² に要する工事費又は工事請負費	協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等※ ² に要する工事費又は工事請負費
補助率・補助上限額	補助率: 3分の2 上限額: 1室あたり9,697,000円	補助率: 10分の10 上限額: 1㎡あたり239,300円
申請に必要な書類	様式1、様式2、様式3-1 (スライド6に記載の県ホームページに掲載)	様式1、様式2、様式3-2 (スライド6に記載の県ホームページに掲載)
その他留意事項	<ul style="list-style-type: none">内示前着工は認められません。(着工:実際にくい打ちや地盤改良等の工事を始めること。)厚生労働省によると、令和6年度の整備事業は、令和6年度中の整備完了を前提とした申請が必要とされています。	

※¹ 補助金の交付決定(6月以降の予定)の時点で協定締結済みであることが必要。

※² 詳細はスライド4, 5をご確認ください。

「病室の感染対策に係る整備」について

「病室の感染対策に係る整備」の対象は下記のとおりです。

対象となる「個室整備等」の範囲

- 新興感染症発生・まん延時に、新興感染症の患者を受け入れるための整備であることが必要です。（平時は通常の病室等として使用しても可。）
- 整備対象は、新興感染症患者受入のための個室の整備や、既存個室の改修（例えばトイレの整備が対象になります。）
また、多床室でも感染症患者受入のための改修等であれば対象になることもありますので、ご不明な点はお問合せください。

「個人防護具保管施設の整備」について

「個人防護具保管施設の整備」の留意点等は下記のとおりです。

対象となる「必要な個人防護具保管庫の設置等」の範囲

- 個人防護具保管庫の設置や、個人防護具保管スペース確保のための建物改修等が対象となります。
- 建物整備の工事に要する費用が対象です。
そのため、建築工事を伴わず、単にキャビネットやロッカー等を購入して設置する場合は対象になりません。(建築工事の附属設備としてキャビネットやロッカー等を一体的に整備する場合は補助の対象となります。)
- 物置やコンテナについては、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。
- その他ご不明な点はお問合せください。

募集スケジュール及び問合せ先

募集スケジュール

- 厚生労働省から補助要綱等が正式に示された後、募集受付等を開始する予定です(4月頃の予定)。
- 募集の締切は、5月17日(金)を予定しています。

問合せ先等

問合せ先： 兵庫県疾病対策課

メール： shinkou-kansen@pref.hyogo.lg.jp

電話： 078-341-7711(内線3080) 平日9時から17時半まで

ホームページ： <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/kanen/shinkou-kansen.html>

事業概要URL： <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/kanen/shinkou-kansenhozyokin.html>

※お問合せはできるだけメールでお願いします。

※今後、厚生労働省から新たな見解が出た際も、ホームページで順次お知らせします。

改訂履歴

令和6年3月25日 第1版を県ホームページに掲載

令和6年4月25日 第2版を県ホームページに掲載